

タクシー事業の運賃及び料金認可申請事案

・・・ 2

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成30年8月9日 関東運輸局長 掛江 浩一郎

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

18B5号 株式会社 日の丸交通TokyoBay

1. 平成30年7月25日
2. 東京都特別区・武三交通圏
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙1)のとおり

1. 運賃の種類

(1) 平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記、1. (1)、ハ. ②に定めるイベント定額運賃

(2) 上記運賃を適用する期間

平成30年8月27日から平成30年9月27日まで

2. 定額運賃を適用する区間

- ① 大手町フィナンシャルシティグランキューブ ～ 六本木ヒルズ
- ② 六本木ヒルズ ～ 大手町フィナンシャルシティグランキューブ

3. 定額運賃の額等

(1) 算出の基礎となる現行認可の距離制運賃等

① 距離制	大型車 初乗運賃	1.052Kmまで	410円
	加算運賃	237mまでを増すごとに	80円
普通車 初乗運賃	1.052Kmまで	410円	
	加算運賃	237mまでを増すごとに	80円
② 遠距離割引	9,000円を超える額について		1割引
③ 深夜早朝割増	22時から5時まで		2割増
④ 障害者割引			1割引

(2) 設定する定額運賃の額

定額区間	区間キロ	定 額 運 賃 額 (円)	定 額 運 賃 額 (円) 障 害 者 割 引 適 用 額
		大型・普通	大型・普通
① 大手町フィナンシャルシティグランキューブ ～ 六本木ヒルズ	5.2km	1,500	1,300
② 六本木ヒルズ ～ 大手町フィナンシャルシティグランキューブ	5.5km	1,500	1,300

4. 適用方法

- (1) 定額運賃を適用する区間の各乗降場所において定額運賃の申し込みがあった場合に適用する。
- (2) 障害者割引の対象は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者とし、当該手帳の掲示があった時に利用する。
- (3) 運送の最初から運賃メーターを通常の運送におけるものと同様に操作することとする。
- (4) 運送の途中において、旅客の都合により申込み時に予定していた運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路と大きくかけ離れる場合は、通常の距離制運賃を適用することができる。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断又は目的地を変更するような場合は、通常の距離制運賃を適用することとする。